

内部統制制度の導入について

平成29年の地方自治法（以下「法」という）改正により、地方公共団体の適正な事務処理の確保等を図るため、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが、都道府県及び政令指定都市については義務付けされ、特別区については努力義務とされました。このことを受け、本区では、平成30年度から検討を進めてまいりましたが、監査委員との協議も踏まえ、対象とする事務、基本方針及び全庁的な推進体制について以下のとおり定め、令和2年4月1日から内部統制制度を導入します。

1 対象とする事務

導入当初の対象事務は、法により必須とされている「財務に関する事務」とします。なお、運用後の検証を踏まえ、段階的に対象事務を拡大することを検討します。

2 基本方針

国の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）において、方針に盛り込むことが適当であるとされている、「目的」、「対象とする事務」、「法に規定する方針である旨」、「長の氏名」を規定し、ガイドラインで示された、以下の内部統制の4つの目的^{*1}及び6つの基本的要素^{*2}を踏まえた内容としました。

（別紙1のとおり）

- ※1 4つの目的： ①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、
③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全
- ※2 6つの基本的要素： ①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、
⑤モニタリング、⑥ICT（情報通信技術）への対応

3 全庁的な推進体制

区長の下に、全庁一体となって内部統制の取組を推進するため、ガイドラインを踏まえ、既存組織の有効活用を図ることを基本に、推進事務局については、総務課コンプライアンス推進担当が関係各課との連携により担うこととし、全庁的な整備・運用状況の評価を行う評価部門については、独立性を確保するため、行財政改革推進本部の下に部会を設置します。

（別紙2のとおり）

4 今後の主なスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 令和2年2月～3月 | 各所管におけるリスク評価及び対応策の検討・策定 |
| 3月下旬 | 第一回区議会定例会終了後、区HPで基本方針の公表 |
| 4月1日から | 制度の運用開始 |
| 令和3年7月 | 内部統制評価報告書を審査に付するため、監査委員に提出 |
| 9月 | 監査委員の意見を付して、内部統制評価報告書を議会に報告 |

杉並区内部統制基本方針

区は、首都直下地震の備えや少子高齢化の進展に対応した福祉施策の充実、老朽化の進む区立施設の更新など、大都市特有の行政需要を抱えています。一方、区の人口は将来的には減少に転じることが予測され、また、景気の動向も先行き不透明な状況であり、今後の税収の大幅な伸びは期待できません。このような状況にあっても、区は、時代と共に変化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、住民に最も身近な基礎自治体として、限られた行政資源を最大限活用して、適正な事務の執行に努めていかなければなりません。

そこで、区は、区民から信頼される自治体であり続けるために、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全という内部統制の4つの目的を達成するため、地方自治法第150条第2項の規定に基づき、業務の適正な管理及び執行を確保するための方針を以下のとおり定めます。

- 1 組織一丸となって内部統制の目的を達成するために、効果的な組織体制を構築するとともに、研修等の充実により職員の能力を高めることに努めます。
- 2 業務執行に伴うリスクの発生回避と発生時の影響の最小化を図るために、業務のリスク分析と評価を行い、適切な対策を講じます。
- 3 保有する資産の適正な管理と効果的な利活用を図るために、資産の取得、使用、処分を正当な手続き及び承認のもとに行います。
- 4 業務に必要な情報を、正確かつ迅速に識別、把握、処理及び伝達するとともに、正当な手続きに基づいて適切に保存及び管理するために、必要な仕組みを整備します。
- 5 内部統制が有効に機能しているかを継続的に評価し、必要な見直しを行うために、全庁的な推進体制を整備し、計画的に取組を進めます。

杉並区は、この基本方針に基づき、財務に関する事務を対象として内部統制体制の整備及び運用を実施し、その状況について公表してまいります。

令和2年1月17日

杉並区長 田 中 良

